

ね (A) 文書群

年 代 寛政8 (1796) 年～明治45 (1912) 年

数 量 363点



ね (A) 箱の現状写真

「ね (A)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては長国寺世話掛・長野県主事埴科郡長・家老・職事掛・勘定吟味役があり、宛所としては家令・家扶・御用番家老・新御殿役所・郡奉行勝手元ノ兼帯・司金・留守居役・引換（太政官札）懸り役所・松代藩会所・商法社引替役所・元松代庁などがある。

この文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。大方が、廃藩置県以降の明治期の真田家の家政・家計に関するものである。東京邸で管理・保存していたものをある時期（おそらく明治10年に新御屋敷〈新御殿〉内に倉が建設されてから間もない頃であろう〈後出の関連文献一覧にある浅倉論文による〉）に松代別邸二番倉に移し替えたことによって、「民政上累年の書留帳簿類」と一緒になったのではなかろうか。それに藩政と松代庁時代の文書記録が、史料館での荒仕分けの時に混入したものであろう。

この文書群の大部分を占めているのが、2地券・土地登記と5米切手で、なかでも5は全体のほぼ半分を占めている。この文書群は、旧大名家である真田家の明治期家政・家計にかかわる文書群といえる。

1 真田家／家政／長国寺永続金・旧家臣借用

真田家家令・家扶

真田家の菩提寺である長国寺（曹洞宗）の永続手段金（基金）に、真田家が預金したときの預り証文で、

明治8年から15年までのものである。菩提寺である長国寺の経営に、近代以降も深く関係していたのであろう。

なお、前目録と同じく本目録でも「藩主（藩侯）」と「真田家」は区別しており、藩政期の藩主関係は「藩主（藩侯）」に区別し、「真田家」は明治4年の廃藩置県以降の元藩主家である真田家に関するものを示している。総点数 18 点。

2 真田家／家政／地券・土地登記 真田家家令・家扶

松代町などに真田家が所有している土地の地券で、明治 12 年と 20 年に発行されたものである。さらに明治 36 年と 42 年に土地移動があったようで、それにとまう土地登記関係の文書がある。総点数 50 点。

3 真田家／家政／交際など 真田家家令・家扶

華族としての東京での交際や松代での旧家臣との交際などに関する明治8年から41年までの文書をここにまとめている。総点数 16 点。

4 真田家／家政・家計／家禄・所得・諸用 真田家家令・家扶

家禄に関する布告や所得あるいは古跡などに関する明治 5 年から 23 年までの諸用文書をまとめている。総点数 8 点。

5 真田家／家計／米切手・地域献金・買物代など 真田家家令・家扶

平鹿田根森村の蔵宿である高橋与之助らが取り扱っている真田家の小作米受払に関する米切手や買い物代金受取証など真田家の家計に関する明治 8 年から 45 年までの文書のまとまりである。総点数 179 点。

6 真田家／家内／学芸 真田家

英語辞典や短歌・俳句などの短冊で、年代としては文政3年から明治6年までのものである。総点数 14 点。

7 藩政／財方／小銭・錢札 勘定所

明治2年の甲府で小銭を買い上げたことに関する文書と錢札規定書である。総点数 3 点。

8 藩政／家臣／勤役要金中内借用 勘定所

家臣が勤めを遂行するために、あるいは施策を遂行するために必要な費用を借用したことに関する文書である。年代幅は、嘉永7年から明治3年である。総点数 17 点。

9 藩政／在方／両替融通錢札借用 勘定所

文久3年に、三輪村小嶋宇兵衛らが両替銭の融通困難を理由に錢札の下付を求めた願書である。点数 1 点。

10 藩政／江戸屋敷／替地 江戸役所

寛政期と文政期の江戸屋敷地の相対替えに関する証書類である。総点数 18 点。

11 松代庁／財方／太政官札引換 計政局

他所への送金などのために全国通用紙幣である太政官札への交換を求めた明治3年の願書類で、総点数 10 点である。

12 松代庁／財方／贖金取計い 計政局

明治初年の贖金の取り計らいに関する書類で、総点数 13 点である。

13 松代庁／財方／商社規則

計政局

明治期に商社を取り立てようとしたときにまとめた規則類と問い合わせ状である。点数4点。

14 松代庁／庁政／藩士献言

政治所

藩士の長谷川平次郎が維新後の政局問題について献言したものである。点数6点。

15 元松代庁／財方／旧藩士御救い

元計政局

明治5年に旧藩士石黒家が生計困難のため御救いを求めたもので、かつては一件文書群として編綴されていたものが、そのくくりからはずれたものではないだろうか。点数3点。

16 その他

近代の真田家のもとに集まった記録や布告類である。点数3点。

の(B) 群文書

年代 弘化3(1846)年～明治5(1872)年

数量 836点



の(B) 箱の現状写真

「の(B)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、家老・勘定役・勘定吟味役・台所目付・表御納戸・京都留守居見習・足軽奉行・御用人・計政局主事・会計官判事・出納掛・神社郡政主事・小銃隊・公用人・在京買物役・預所民政判事・松代藩庁・家令・家令助などがある。

宛所としては、家老・留守居・払方御金奉行・勘定元メ役・勘定役・御台所役所・預役所・政事局・民事懸・神社郡政主事・郡政庶務方役所・庁掌方役所・用度方役所・会議所用度方役所・営繕司・大病院買物役所・学校買物役所・計政局・計政庶務・司金・会計懸・会計方・給録方・司蔵・蔵庶務・計監役所・樹芸掛役所・

御城用材薪御用掛役所・割番・使役・硝石製造懸り元メ・松代役所・家令・長国寺住職などがある。

「の(B)」文書群は、伝来の原形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで区分けされた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

年代的には、ほとんどが版籍奉還から廃藩置県前後の「松代庁」の財方に関する文書群であり、計政局で管理・保管されていた文書記録であろう。

1 真田家／家政／太政官布達など 真田家家令・家扶

主として廃藩置県後の真田家東京邸に送付されてきた通達・通知類で、年幅は明治3年から7年である。点数8点。

2 真田家／家計／寄付金・農工銀行 真田家家令・家扶

主として廃藩置県後の真田家家計に属する寄付金や長野県農工銀行関係文書類で、年幅は明治8年から42年である。点数10点。

3 藩政／財方／勘定用状 勘定所

勘定所内の用状で、勘定役どうしの、あるいは勘定吟味役や勘定元メ役を含めた間での財政運営や諸勘定など幅広い財方関係用状類である。年代は明治2年という版籍奉還の時期であり、藩政の最終期の文書類である。総点数55点。

4 藩政／財方／給金勘定など 勘定所

賄所での給金・給米勘定などの証書類で、年幅は弘化4年から慶応元年のものである。点数13点。

5 藩政／財方／出張中諸宿諸費受取 勘定所

明治元年に維新政府の命で松代藩は下諏訪などに出陣し、その時に費消した人足賃などを支払っているが、その支払いを受けた宿場役人からの受取証文である。担当は御金奉行払方役所であった。これらの証文は、一定の期間後に実際の勘定実務に当たった勘定所において管理・保存されていたのであろう。総点数55点。

6 藩政／財方／北陸総督府通行賄い代取計い 勘定所

5と同じく、戊辰戦争のときに北陸道総督府一行が預所のある水内郡を通行していくが、それにかかわる賄代を松代藩預役所に求めた牟礼宿の願書である。これらの文書は、実際の勘定実務に当たる勘定所において一括して管理・保存されていたのであろう。点数6点。

7 藩政／財方／京都出張往還宿諸費・銃隊賄い代受取 勘定所

明治2年に払方御金奉行が担当した宿場費用などの請求・受取関係文書である。明治元年に京都警衛のために松代藩は出兵するが、その往復の宿場で費消した人足賃や宿賃などの勘定請求と受取証文および銃隊賄代受取である。これらの証文は、5と同じく一定の期間後に実際の勘定実務に当たった勘定所において管理・保存されていたのであろう。総点数41点。

8 松代庁／庁政／通達・高帳調査・印鑑交付・中野出張など 政治所

明治2年から4年の版籍奉還から廃藩置県前後の庁政及び中野県出張に関する文書記録である。関係

担当・関係部局は、家老・公用人・庁掌方役所であるが、それらの文書は政治所（政事局）で一括管理されていたものと思われ。総点数 48 点。

9 松代庁／財方／財政運用方上申・用状・諸勘定 計政局

主に、明治4年5年の緊迫する松代藩財政の運用についての会計掛・民事掛など諸部署からの上申・伺いであり、相互間の用状である。また金額の大きい諸勘定も一緒に綴り込まれている。総点数 73 点。

10 松代庁／財方／出納・計政伺・指示 計政局

出納掛と計政副主事どうしの金銭運用・貸借などについての伺いと指示の文書類である。版籍奉還後の明治3年のものである。総点数 107 点。

11 松代庁／財方／用達金送金その他 計政局

大岡村の所団右衛門に課した用達金に関する一件文書で、庁内の諸掛から計政副主事や神社郡政副主事に宛てたものである。作成者として、計政副主事・神社郡政副主事の外に、計監・出納掛・監察・庶務方などがみえる。総点数 32 点。

12 松代庁／財方／財政運用策献言など 計政局

主に明治4の財政運用に関する藩内、領内からの献言書である。これらの献策は、長谷川権大史から出された6か条の諮問に対する各自の見込提案である。総点数 26 点。

13 松代庁／財方／用度役所東京買物・諸品調達 計政局

在京買物役が用度役所と連絡を取りながら行った東京での買い物にともなう明治2年3年の文書類や松代藩に出入りしていた商人たちからの品代受取証文である。用度役所は、御買物役所とも称されていたようである。その他、職制として学校御買物役所、大病院御買物役所、大英寺用度方役所などがみられる。総点数 220 点。

14 松代庁／財方／米穀相場調査・記録 計政局

領内外の松代、善光寺、小布施、上田、須坂などの米穀相場についての明治3年4年の調査や報告書である。これは、年貢石代納相場を決定する重要な調査であった。これらの調査や報告書は、郡政庶務方役所に上げられ、それから計政局に引き継がれたのであろう。中野県庁・伊奈県庁などから松代藩に相場の問い合わせがあったことは注目される。総点数 41 点。

15 松代庁／財方／冥加金上納など 計政局

売薬渡世者の冥加金上納証文ほか諸上納証文類で、いずれも明治2年3年のものである。またここに含まれている本上納証文とは、中借などで借用した資金の返済が完了したときに発行される証文である。総点数 20 点。

16 松代庁／財方／借入金・藩士拝借金返済 計政局

城内の伐採薪代の内借や藩士拝借金の返済にかかわる文書で、明治3年4年のものである。総点数 9 点。

17 松代庁／財方／足輕給金勘定 計政局

いずれも明治5年の足輕給金にかかわる調書及び願書である。点数 8 点。

18 松代庁／財方／全国錢札・藩錢札取扱い

計政局

明治3年4年の全国錢札と藩錢札の取扱いに関する文書である。高遠藩や飯田藩と錢札のやりとりをしているのは興味深い。点数6点。

19 松代庁／財方／国絵図作成褒賞

計政局

国絵図作成にかかわった元「国絵図取調掛」田中権之助に対する褒賞関係文書で、明治4年から5年までのものである。点数2点。

20 松代庁／番方／新潟等出張・降伏人預

番方役所

いずれも明治3年の新潟などへの守衛のための出張関係文書であり、降伏人預かりにかかわる文書である。点数20点。

21 松代庁・真田家／財方・家計／賞典・酒料など

計政局・真田家家令家扶

藩士や領民に対する諸褒賞にともなう酒代や品代などの費用の授受関係文書で、計政二等算計司宛のものである。年代は明治3年から5年である。総点数46点。

22 その他

点数1点。

は (C) 群文書

年 代 天正年間 (1573~1591) 年~昭和14 (1939) 年

数 量 200点



は (C) 箱の現状写真

「は (C)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者では白鳥神社年番など、宛所としては真田家執事・伯爵御家扶・家令などがある。

「は (C)」文書群は、ほぼすべてが、明治20年代以降の大正・昭和戦前期の真田家の家政・家計に関するもので、いわゆる私的文書を中心とするものである。東京邸で管理・保存していたものをある時期（おそらく前述したように明治10年代であろう）に松代別邸二番倉に移し替えたことによって、「民政上累年の書留帳簿類」と一緒になったのではなかろうか。

この文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

1 藩主（藩侯）／内方／遺品讓目録 奥元

文政11年の大暁院（真田幸専）御讓目録など点数は4点である。

2 真田家／家政／所有地 真田家家令・家扶

十勝国広尾郡などに所有していた真田家の土地の売買にかかわる文書類である。

年代幅は、明治31年から大正13年である。点数8点。

3 真田家／家政／長国寺御救い願書など 真田家家令・家扶

「ね」文書群にも出てきた長国寺の財政困難を救うため明治8年の願書である。点数1点。

4 真田家／家政／白鳥神社上申 真田家家令・家扶

真田の執事に宛てた白鳥神社年番の御紋服・御盃頂戴者名の昭和12年の報告である。

真田家の祈願寺は開善寺であるが、開善寺が別当を勤めていたのがこの白鳥神社である。真田家が前の居城地であった上田から勧請したもので、真田家の祖先を祀っている。特に幕末には真田家の祖として真田信之が祀られるようになった。点数1点。

3、4ともにそれぞれの1点であるが、かつての一件文書のくくりから外れたものであろう。

5 真田家／家政／諸用状 真田家家令・家扶

明治30年から昭和14年までの真田家家政にかかる用状類で、総点数107点である。

6 真田家／家計／金銭勘定・為替切手 真田家家令・家扶

昭和25年の金銭受取や為替切手類で、総点数63点である。

7 真田家／家計／資金融通 真田家家令・家扶

大正6年に日本興行社より融資を受けるに当たっての書類である。点数3点。

8 真田家／家計／世襲財産 真田家家令・家扶

昭和5年の世襲財産の異動届けにかかわる十五銀行からの通知状などである。点数4点。

9 真田家／家内／寺社絵図 真田家

どこの寺社絵図か不明であるが、真田家に伝来していたもの3点である。

10 真田家／家内／藩主染筆・古書購入 真田家

真田家が自家の歴史にかかわる先代藩主の自筆書状などを購入した、あるいは寄贈を受けたものようである。総点数5点で、武田勝頼の判物と伝えられるものもある。点数6点。

ひ (D) 群文書

年 代 天明8 (1788) 年～明治6 (1873) 年

数 量 1,520点



ひ (D) 箱の現状写真

「ひ (D)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、御側納戸・払方御金奉行・御勘定吟味・御勝手元メ・御勝手御用役・御金掛・勘定役・御余慶方・武具奉行・賄役・用度方・買物役・御供小頭・番頭・割番・使役・山方支配人・市政・計政・神社郡政庶務方・給録方・用度方 (司)・出納掛・商法掌・営繕司・武庫・番士などがある。

宛所としては、家老・元方御金奉行・払方御金奉行・勘定役・勘定役見習・勘定所内借掛・納戸役・目付・御徒目付・側医・普請奉行・道橋奉行・武具奉行・郡奉行所・寺社奉行・公事方掛・代官所・百小頭・足軽奉行・才薪掛・計政局・計政算計師 (司)・計政庶務方・産物方役所・荷物会所・司金などがある。

「ひ (D)」文書群は、伝来の形を残しているものでなく、松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。

この文書群の多くは、幕末から明治初年にかけての元方・払方御金奉行が所管していた藩内諸費用の中借・内借にかかわる証書類である。中借と内借は異なる借用のようで、その点については、補説を参照していただきたい。いずれにしても、藩内各部署では、必要な経費を中内借し、それにもとづいて政務を遂行し、必要経費が配分されると決算する財務システムを採用していたようである。

- 1 藩主（藩侯）／勝手方／貞松院月割金 勘定所
文久4年から元治元年の貞松院（10代藩主真田幸貫の次男幸良の正室）の月割金に関する中借証文である。中借したのは御側役と勝手元メで、宛所は元方御金奉行である。総点数は14点。
- 2 藩主・真田家／勝手方／知藩事一族月割金 計政局
明治3年から5年、つまり版籍奉還から廃藩置県前後の真田知事一族の月割金に関する中借証文である。月割金を出したのは計政局である。総点数は64点。
- 3 藩政／財方／御勝手方取計い上申 勘定所
年欠文書であるが、勝手元メが二分金での返済は困難を理由に手形での返済を上申した文書である。点数は1点。
- 4 藩政／財方／勘定向き取計い用状 勘定所
弘化4年から慶応4年にわたるもので、おそらく勘定所内各部署間での具体的財政運用に関する上申や問い合わせ、あるいは連絡などの用状類である。総点数は53点。
- 5 藩政／財方／才覚金・御用達金 勘定所
青柳文左衛門から才覚金20両を受領した御勝手御用役の証文と中野町大和屋からの御用達金に関する御金掛の上申書である。点数は3点。
- 6 藩政／財方／施策遂行費・旅費中内借 勘定所
藩庁内の中借・内借にかかわる証文で、「ひ」文書群の約4割を占めている。年代は文政9年から明治2年までで、松代藩時代の政務全体にわたる費用の取支にかかわる証書類である。繰り返すが、この財務システムについては補説を参照していただきたい。総点数は595点。
- 7 藩政・松代庁／財方／施策遂行費中借 勘定所・計政局
前記6と同様の中借関係証書類であるが、版籍奉還後のものも含まれているので、分けした。年代幅は、文久2年から明治4年である。総点数は17点。
- 8 藩政／財方／高掛借入金半減措置願い 勘定所
中之条出張所役人から高掛借入金の返済半減を求めた願書である。点数は3点。
- 9 藩政／財方／施策遂行内借金返済受取 勘定所
6、7の証書類を取り交わして内借した費用を返済したときに、勘定役から発行された受取書類である。時期は天保8年から慶応元年。点数は7点。
- 10 藩政／財方／施策遂行中借金払切 勘定所
過去の中借金が関係部局から返済になったときに勝手方元メが返済金を受け取り、「払切」つまり返済が完了したという元方御金奉行宛に渡した証文で、文久3年から慶応3年のものである。総点数は55点。
- 11 藩政／家臣／払方御金奉行所管金より勤役費内借・返済・未納 勘定所
家臣が勤役にともなう費用を内借したときの証文や返済・未納に関する書類である。時期は嘉永7年から

慶応3年で、総点数は24点。

12 藩政／家臣／元方御金奉行所管金より借換金中借 勘定所

安政5年に前記 11 のような家臣の借入金を一斉に書き替えたとき、つまり新たに借入証文を作成して借入を継続したときの中借証文である。総点数は87点。

13 藩政／町方／為替金訴訟・内済 勘定所

元石町の和田牧太の取為替金訴訟に関する寛政2年の内済証文である。点数は4点。

14 藩政／町方／御救い措置願書 勘定所

安政の大地震による御救い拝借金の滞納切り替え願書をはじめ困窮御救い措置を求めた願書類で、文久元年から3年にかけてのものである。総点数は37点。

15 藩政／在方／荒地年貢減免願書・請書 勘定所

荒地年貢減免を求めた領内村々からの願書である。時期は、農村荒廃著しく進んだ天明8年から寛政3年までである。村々からは郡方の代官ないし郡奉行に願い出たのであろうが、その願書は郡方での稟議、さらに上部部署の審理という決裁の流れに沿って回っていき、最終的には財政を司る勘定方に指示書とともにこれらの願書類が回っていき、そこで管理・保存されたものと考えられる。総点数62点。

16 藩政／在方／内借掛所管金から資金内借 勘定所

勘定所の御内借掛が所管していた貸出金から領内村々が営業資金を内借したときの願書や証書類である。時期は、文久3年から明治2年である。点数は13点。

17 藩政／在方／城用材薪掛所管金より資金内借 勘定所

御城用材や薪を確保する掛が所管していた貸出金から領内で用材・薪を提供していた村々から出された資金を内借したときの願書や証書類である。時期は、慶応2年から明治元年までで、総点数は42点。

18 藩政／在方／借入金返済日延・猶予願書 勘定所

14～17で借用したお救い金や資金の返済延期ないし猶予を求めた願書類である。時期は文化9年から慶応4年までである。担当は、郡奉行と勘定所内借掛である。総点数は33点。

19 藩政／在方／浄福寺蓮根植付ほか願書 郡奉行所

文化9年に田中村の浄福寺が代官所宛に、境内の田に蓮根を栽培したいということと、通路新設を許可してもらいたいという願書類である。点数4点。

20 松代庁／財方／産物会所運営資金金策 計政局

産物会所が所管する運営資金の金策に関する文書類である。横浜で3千両を手当てするなど規模の大きい金策である。それらは生糸などの買い上げに使われたようである。時期は、文久3年から明治2年である。点数は20点。

21 松代庁／財方／施策遂行費・旅費中内借 計政局

松代庁内各部署が業務を遂行するために必要な費用を中借・内借したことにかかわる証書類である。版籍

奉還後の新しい政治態勢のもとでも、藩政時代の財務システムが継承されていたようである。総点数は111点。

22 松代庁／在方／財方所管金より資金内借 計政局

計政局が所管していた貸出金から領内村々が営業資金を内借したときの願書や証書類である。なかに藩政時代のものも含まれているが、関連するものとしてまとめられていたので、区分けしなかった。時期は、明治3年である。総点数は50点。

23 松代庁／財方／善光寺より借入金 計政局

明治3年に善光寺の司堂金から借用しようとしたときの書類である。点数5点。

24 松代庁／財方／町方御用達金・全国通用銭札 計政局

明治初年の町方に課した御用達金と全国通用紙幣引替に関する書類である。点数は9点。

25 元松代庁／政務方／施策遂行費・旅費中借 元計政局

廃藩置県後の明治5年から6年にかけての中借証文である。廃藩となっても松代庁の役割は直ちに終了ということにならない。とくに財務にかかわる業務は決算などが済むまで存続しなくてはならないものである。総点数は209点。

26 その他

点数は2点。

ふ (E) 群文書

年代 天明元（1781）年～嘉永3（1850）年

数量 268点

「ふ (E)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局は領内村々を除くと蔵奉行・勘定見習があり、宛所はほとんど「御勘定所御拝借掛役所」であるが、勘定所元メもみられる。つまり、この文書群は、拝借掛が所管する拝借と返済にかかわる書類である。

「ふ (E)」文書群は、編綴の原形を残している。在方などへの個別の御救い金の貸与と返済の手続きが終わると、一定期間そのまま現場に保管されるが、その後このような形で編綴され、後の証拠として、あるいは後日の「見合」=参照のために保存されてきたものであろう。拝借掛は勘定所の一掛であり、この御救い拝借関係文書の長期保存を担当したのも勘定所であったと推定される。

1 藩政／家臣／拝借金証文 勘定所

文政4年から天保13年にかけての、勤務用資金の拝借証文など11点である。

2 藩政／在方／村方御救い拝借金証文 勘定所

安永9年から嘉永3年にわたる領内を中心とする在方が拝借したときの証文250点である。借入金額をみると必ずしも困窮に起因する御救い拝借だけとはいえず、諸営業の経営資金の借用という面もみられるのは注目されよう。総点数は243点。

3 藩政／在方／村方拝借米返済受取報知

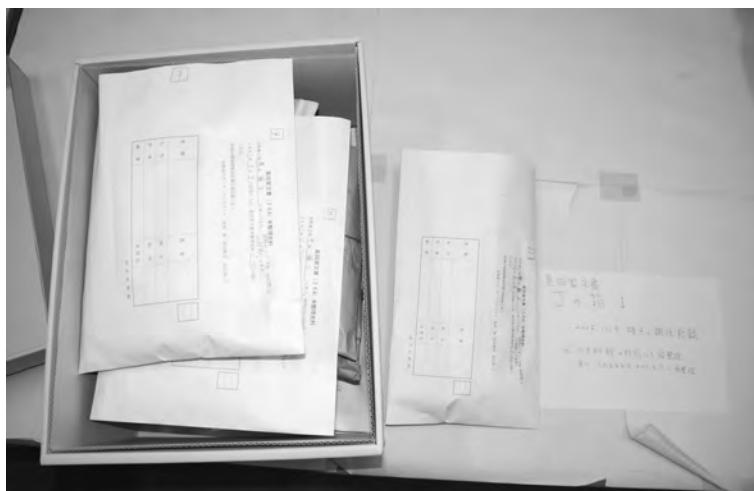
勘定所

拝借米が返済となり、それを受け取ったことの報告書が15点である。年代幅は天保10年から15年である。点数は14点。

へ (J) 群文書

年代 天明5(1785)年～明治35(1902)年

数量 4,475点



へ (J) 箱の現状写真

「へ (J)」文書群は蓋なしの葛籠に収納されていたが、その上部の史料の間に半紙半切大の紙が挟まれており、そこに「(軍事) 武具」と記述されていた。史料館に搬入された後の整理者が、武具関係の文書をまとめて収納したものであろう。

「へ (J)」文書群の主な作成者・部局と宛所を上げれば次の通りである。

作成者・部局としては、家老・奥元 \times ・側役・御側御納戸・表御納戸・近習役・書役・勝手方元 \times ・勘定吟味・勘定役・買物役・足軽奉行・御馬奉行・船手方・割番所・御預郡奉行・武具奉行・武具方調役・御物頭・徒士頭・徒士目付・武庫方・武庫司事・武庫庶務・硝石合薬懸元 \times ・鉄砲師・権大参事・市政副主事・計政副主事・神社郡政副主事・用度司(方)・給録掛などがある。

宛所としては、家老・城代・奥元 \times ・御側御納戸・納戸役・表用人・吟味役・御金方・元方御金奉行・払方御金奉行・御金奉行所・勝手元 \times ・勘定所元 \times ・勘定吟味・勘定役・勘定所・買物方・目付・普請奉行・足軽奉行・番頭・武具方・武具方調役・武具方役所・武具奉行・武具役所・鉄砲方・大筒役・合薬方・合薬方元 \times ・硝石方・硝石方元 \times ・刀番・徒士・代官所・武庫方・武庫方元 \times ・武庫司事・武庫庶務・武庫方硝石掛・軍艦・会計懸・小銃方・器械方・計政局・城郭御番人・大参事・市政副主事・神社郡政副主事・

司金・計務方出納掛・管繕方（局・司）・器械方などがある。

「へ（J）」文書群は、個々の綴り込み文書形態の原形は崩れていないが、文書群全体として伝来の形を残しているものでない。松代から史料館に搬入され、形態や内容、そして年代などで分けられた上に、これまで目録に採録されなかった一紙ものを、ある段階で便宜的に集めたものである。前述したように、特にこの文書群は、整理者が武具・武備に関係するものを集めたものである。

この文書群の大部分は、藩政期の武具方、版籍奉還後の武庫方に関係するもので、幕末から明治初年に作成され、管理・保存されてきたものである。

一紙ものは綴じられた形が多く、勘定所などで受け取ったり、あるいは回ってきた文書を編綴して管理・保存していたのであろう。目録編成にあたっては、編綴の形を尊重し、配列した。

1 藩主（藩侯）／内方／御刀・武具・馬具拵・床机修復 奥元

藩主家の内方向きの文書類で、御刀や馬具などの誂えに関するものである。点数は18点。

2 藩主（藩侯）／内方／譲与蒔絵・太刀目録 奥元

嘉永6年に藩主が譲られた蒔絵や太刀の目録である。点数は2点。

3 真田家／家計／銀行創立・小銃方角打ち代 真田家家令・家扶

華族真田家の家計関係文書で、時期は明治9年から35年である。点数は3点。

4 藩政／表方／町年寄り年頭御礼人取調 表方

これは関係文書として綴り込まれていたものが、はずれたものであろう。年頭御礼に訪れたものの取調はどのセクションで行ったのかは不明である。点数は1点。

5 藩政／内方／諸御用用の刀脇差授受 番方

「御用」のために刀などを提出しているが、御用が明確でない。軍事用のための提出でないようである。直接の所管部署は、元方御金奉行と思われる。元方御金奉行は、資金と刀の管理を所管していた。時期は、天明5年から元治元年までである。総点数は91点。

6 藩政／番方／横浜応接警護の月番老中書付 御用方

横浜での外交交渉に際して、幕府は諸大名に警護の軍役を課したが、松代藩も出張するように老中から通達を受けたときの書付である。点数は5点。

7 藩政／番方／鎮台府より留守居呼出一件 番方

慶応4年・明治初年に設置された鎮台府・鎮将府から松代藩に指示を通達するために留守居宛の呼出関係文書である。戊辰戦争への出陣命令であろう。部署を「番方」としたのは文書管理担当部署を特定できないためである。以下、同じ理由で「番方」とした。点数は9点。

8 藩政／番方／武具方上申・指示・用状 番方

武具方の運営に関する上申書や指示書、あるいは関係部署間の用状などである。時期は、文政7年から安政6年までである。総点数は29点。

- 9 藩政／番方／二鞍馬運用上申 番方
 軍事用としての二鞍馬の運用に関する上申書および用状である。時期は不明で、点数は5点である。
- 10 藩政／番方／鉄砲・弓等稽古場建設 番方
 砲術訓練などの稽古場を新設するための関係文書である。文政4年の清野村砲術稽古絵図、文化12年の開善寺大門脇新矢場取立、文化14年の西小越町鉄砲角場用地授受、天保15年から嘉永7年の西条村西越の鉄砲角場建設上地、文政5年の鉄砲角場建設勘弁西条村返答、年代不明の東条村砲術角場出来一件などの文書類である。総点数は52点。
- 11 藩政／番方／武備向き用状並びに武具方所管武具・武具関係品拝借 番方
 武具方宛の武具取扱向きの用状および武具方が所管している武具類を藩士が調練や出陣のとき拝借した証文の綴りである。時期は、文久3年から慶応4年までで、総点数は63点である。
- 12 藩政／番方／武具方所管武具・武具関係品拝借・受領 番方
 武具方が管理している武具の拝借証文、武具方が関係している武具関係品の受領証文である。全体として14の綴り込みであるが、点数は多い。時期は、安政4年から明治3年までである。総点数は561点。
- 13 藩政／番方／武具方所管上京御用服・武具・具足・張笠拝借 番方
 松代藩は京都警衛のために出陣したが、そのときに供奉人たちが武具方から軍装品や武具などを拝借したときの証文である。時期は、元治元年から明治元年までである。史料文言に「一度目御上京」とあるので、上京は複数回あったのであろうか。総点数は45点。
- 14 藩政／番方／新小銃組編成 番方
 新小銃隊の兵隊取立や編成・派遣関係書類である。総点数は20点。
- 15 藩政／番方／新小銃組中り調書 番方
 新小銃組の鉄砲発射調練で、的に当たった者の調書である。明治初年であろうか。点数は16点。
- 16 藩政／番方／百目筒図面 番方
 大筒製作のための図面である。点数は1点。
- 17 藩政／番方／真田石見馬印平面図 番方
 真田石見の馬印（金地塗、猩々緋）図である。点数は1点。
- 18 藩政／番方／武具方所管武具・武備・諸費上申 勘定所
 武具方が所管する武具・武備の運用や必要経費の取扱についての上申書類である。時期は、弘化3年から明治2年である。総点数は、43点。
- 19 藩政／番方／武具方所管武具・火薬購入製造諸費上申 勘定所
 鉄砲をはじめとする武具や火薬などの購入ないし製造のための経費についての上申書類である。時期は、嘉永4年から明治2年である。総点数は、22点。
- 20 藩政／番方／武具方鉄砲奉行所管張筒製造上申 勘定所

武具方の鉄砲奉行が担当する張筒の製造についての上申書類である。嘉永5年の上申で、点数は6点である。

21 藩政／番方／武具方庶務筆墨料上申 勘定所

武具方庶務部門での筆墨料下付についての上申書類である。時期は、万延元年から元治元年で、点数は4点である。

22 藩政／番方／武具方所管小銃組諸費上申 勘定所

小銃組の諸費用に関する上申書類である。時期は不明で、点数は6点。

23 藩政／番方／武具方所管鉄砲買上費上申 勘定所

洋式銃のシヤスホウ銃の買上費に関する上申書類である。時期は不明で、点数は4点。

24 藩政／番方／武具方所管鉄砲師昼賄い上申 勘定所

武具方が所管する鉄砲師の昼食賄い下付を上申した書類である。時期は不明で、点数は4点。

25 藩政／番方／馬奉行所管馬具出来・日吉馬場借入可否上申 勘定所

馬奉行が所管する馬具と馬場に関する上申書類である。時期は不明で、点数は4点。

26 藩政／番方／西寺尾村硝石作場潰地小作糶支給上申 勘定所

硝石製造所を西寺尾村に設置したが、その敷地として潰れ地となった田の小作糶の年々支給を求めた書類である。時期は不明である。点数は1点。

27 藩政／番方／大坂で錫購入御用請書 勘定所

おそらく軍事用の錫であろうが、その錫を大坂で購入を指示されたことに対する弘化3年の請書である。点数は1点。

28 藩政／番方／船手方所管御手船譲渡・入札 勘定所

船手方が所管する御手船の譲渡・入札にかかわる一件書類である。7艘は高崎藩に譲渡している。時期は元治2年から慶応2年で、点数は8点である。

29 藩政／番方／武具費内借金勘定・用状 勘定所

武具費内借金の勘定書類および用状である。時期は不明のものが多いが、天保11年の勘定証文がみられる。総点数は、25点。

30 藩政／番方／文武学校諸費・鉄砲調練費用状 勘定所

文武学校の諸費用と鉄砲調練費などの下付についての用状類である。時期は嘉永5年で、点数は10点である。

31 藩政／番方／鉛買上費用状 勘定所

弾製造用鉛の購入費下付についての用状類である。時期は不明である。点数は5点。

32 藩政／番方／武具方所管鉄砲製造費増額訴願 勘定所

武具方が所管している鉄砲製造費用の増額願書である。元治元年の願書1点である。

33 藩政／番方／武具方所管硝石製造用石臼代滞り訴訟取下げ 勘定所

武具方が所管している硝石製造用の石臼代金滞りに起因する訴訟が生まれたが、村方の当事者双方から吟味下げを求めたのがこの願書である。慶応3年の願書1点である。

34 藩政／番方／元武具方仲間硝石製造懸硝石抜け荷一件処置 勘定所

元武具方仲間で硝石掛を勤めていた大田原村の者が、抜け荷などの不正行為をしているので、その処置についての伺い及び処置案である。時期は不明であるが、点数は4点である。

35 藩政／番方／浦賀表海防臨時出張手当金拝借 勘定所

払方御金奉行が担当している資金から、藩士が浦賀表の海防出張のための手当金を拝借したときの証書類である。時期は嘉永7年である。総点数は、91点。

36 藩政／番方／武具方所管武備・武具・火薬等購入製作修復費中内借 勘定所

武具方が所管する武備や武具の購入をはじめ火薬製作費などを中借・内借したときの証書類である。中に村方の鉄砲製作人が拝借した証文があるが、その場合の宛所は払方御金奉行である。また、武備・武具の修復の場合は普請奉行宛である。時期は嘉永5年から明治2年までで、総点数は417点である。

37 藩政／番方／武具方所管武具・火薬等購入製作修復その他諸費受取 勘定所

武具方が所管する鉄砲など武具の購入をはじめ火薬製作費などの受取証書類である。時期は天保4年から明治3年までで、総点数は796点である。

38 藩政／番方／先手組稽古費・鉄砲方諸費受取 勘定所

武具方が所管する先手組の稽古に必要な費用と武具方に所属する鉄砲方の入り用諸費の受取証書類である。時期は嘉永4年から5年までで、点数は6点である。

39 藩政／番方／足軽組高島流砲術稽古費受取 勘定所

足軽組が高島流砲術の稽古を行ったが、そのときの諸費用の受取証書類である。時期は不明で、総点数は33点。

40 藩政／番方／大銃製造費受取 勘定所

松代藩は領内で大銃製造を行っていたようで、それに必要な費用を大工や鋳物師などが受け取ったときの証書類である。嘉永7年のもので、総点数は30点である。

41 藩政／番方／劔付鉄砲購入費受取 勘定所

劔付鉄砲を購入したときにその費用の受取証文である。御側納戸が購入費用を受け取っているが、それは劔付鉄砲が藩主用のものであったからであろうか。時期は弘化5年から嘉永元年で、点数は4点である。

42 藩政／番方／合薬方所管硝石製造費受取 勘定所

武具方に所属する合薬方が所管していた火薬製造諸費の受取証書類である。領内の諸職人が受取人である。時期は慶応4年から明治3年で、点数は82点である。

43 藩政／番方／硝石方所管硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所

武具方に所属する硝石方が所管していた硝石製造のための諸費受取証書類である。領内村々の諸職人が受取人である。合薬方と硝石方の業務分担の関係は不明である。時期は明治元年から明治3年で、総点数は47点である。

44 藩政／番方／出陣諸費受取 勘定所

慶応4年の戊辰戦争とき新潟など諸所に出陣するが、そのとき諸所で必要な物品を購入している。その代金などを出陣各部署から各地の商人らが受け取った際の受取証書類である。この受取を勘定所に提出して精算事務が進められ、証書類は勘定所で管理・保存されたのであろう。総点数は112点。

45 藩政／番方／武具収納箆等製作見積 勘定所

武具などを収納する箆等製造の見積もり関係書類である。製作の担当は普請奉行である。明治2年の見積もりで、点数は17点である。

46 藩政／番方／鞍鑑定 勘定所

寛政12年の鞍の鑑定と代金の書類である。点数は2点。

47 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方上申・用状 番方

明治2年11月の新職制で武具方は武庫方となるが、その武具方と武庫方の運営に関する上申書や部署間の用状である。時期は明治2年3年で、総点数は68点である。

48 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武具関係品拝借・受領 番方

武具方・武庫方が所管している武具類を藩士が訓練や出陣のとき拝借した証文の綴りである。時期は、文久3年から明治5年までで、総点数は162点である。

49 藩政・松代庁／番方／武庫方拝借切手並びに武具方より武具拝借 計政局・番方

武庫方に所属する武器方の諸拝借切符と武具拝借証文が一つに綴られている。武具拝借は、藩士が慶応4年の出陣のときに鉄砲などを拝借したものが大半である。時期は慶応2年から～明治3年で、総点数は260点である。

50 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費上申 勘定所・計政局

武具方・武庫方が所管している武具・武備費用について上申書や評議書類である。時期は明治2年から3年までで、点数は9点である。

51 藩政・松代庁／番方／武具方・武庫方所管武具・武備費中借・受取 勘定所・計政局

武具方・武庫方が所管している武具・武備費用の中借証文である。時期は慶応2年から4年で、点数は15点である。

52 藩政・松代庁／番方／硝石方・武庫方より硝石製造道具・材料費村々受取 勘定所・計政局

武具方に所属する硝石方や武庫方が所管していた硝石製造のための道具や材料費の受取証書類である。領内村々の諸職人が受取人である。時期は慶応4年から明治6年で、総点数は116点である。

53 松代庁／番方／松代藩兵隊交代の新潟県庁通牒・帰藩届 政治所

維新政府の命により新潟に出陣していた松代藩に対して、新潟県庁から通知された大垣藩と交代するようという通牒と帰藩届である。時期は明治3年で、点数は2点である。

54 松代庁／番方／武庫方運営上申・伺い並びに用状 番方役所

武庫方の運営についての上申書や用状類である。時期は明治2年から5年で、総点数は238点である。

55 松代庁／番方／武庫方所管武具ほか取計い達・伺い並びに指示 番方役所

武庫方が管理している武具などの取扱についての達や伺い、およびそれに対する指示書類である。時期は明治4年5年で、総点数は175点である。

56 松代庁／番方／徴兵士病氣措置伺い 番方役所

徴兵士が病氣となったため、宿下げなどの措置についての伺い書である。時期は明治であるが、年は不明。点数は2点である。

57 松代庁／番方／武庫方所管鋳物師弾丸献納褒賞 番方役所

武庫方が所管する鋳物師らが弾丸を献納したので、それに対する褒賞の伺い一件である。事務を担当したのは、武庫庶務である。時期は明治3年で、点数は5点である。

58 松代庁／番方／下付鉄砲類武庫方受領 番方役所

武庫方が貸し下げた鉄砲が返却となったことを記録した横半帳である。明治2年12月と年月が記された1冊である。

59 松代庁／番方／武庫方所管火薬等製造費上申・伺い 計政局

武庫方が所管していた火薬などの製作費についての上申書並びに伺い書である。時代は明治2年から5年で、総点数は96点である。

60 松代庁／番方／武庫方所管武具調達・修復費並びに運営費上申 計政局

武庫方が所管していた武具の調達や修復の費用、さらに武庫方の運営費についての上申書である。時期は明治2年から5年で、総点数は165点である。

61 松代庁／番方／兵食料費過払い返納上申 計政局

松代藩が維新政府の軍務局宛に提出した嘆願書である。内容は政府から支払われた兵食料費が過払いであったために、政府から返納するよう指示されていたが、松代藩は財政上の問題から返納猶予を嘆願したものである。明治3年のもので、1点である。

62 松代庁／番方／喇叭手等への諸手当上申・指示 計政局

喇叭手などへの諸手当を下付するよう求めた上申書やそれに対する指示書である。時期は明治3年から5年で、総点数は28点である。

63 松代庁／番方／割番所物品・営繕費等上申 計政局

割番所での必要物品や営繕費などについての上申書である。時期は明治4年で、点数は12点である。

64 松代庁／番方／武庫方借用調練太鼓返却伺い 計政局

武庫方が藩士より借用していた調練用の太鼓を破損したために、返却にあたり弁償などの措置について伺った書類である。時期は明治4年で、点数は3点である。

65 松代庁／番方／武庫方所管銃隊調練費・使丁増員上申 計政局

武庫方が担当していた銃隊調練費や使丁増員についての上申書である。時期は明治4年で、点数は5点である。

66 松代庁／番方／武庫方所管古鉄払切り上申 計政局

武庫方が管理していた古鉄、これは武器製作用のために備蓄していたのであろうが、この古鉄に錆が発生したため払い下げる措置の上申書である。時期は明治初年であるが、年は不明である。点数は6点。

67 松代庁／番方／武庫方所管瑞西銃買入手当用状 計政局

瑞西銃620挺を調練用として購入したが、その代金の手当についての上申書である。時期は明治初年であるが、年は不明である。点数は3点。

68 松代庁／番方／給禄掛役所所管農兵手当金支給願い 計政局

農兵が、農兵手当を所管する給禄役所に対して手当金支給を求めた願書である。明治2年12月のもので、点数は2点である。

69 松代庁／番方／営繕局所管武具木札・武具箱等製作費上申 計政局

武具に付ける木札や武具を収納する木製箱の製作は営繕局の所管であり、それに関わる書類である。時期は明治3年で、点数は8点である。

70 松代庁／番方／営繕局所管西条村西越の鉄砲角場石垣建設費伺い 計政局

営繕局が担当した西条村西越の鉄砲角場石垣建設費についての伺いである。時期は明治3年で、点数は7点である。

71 松代庁／番方／営繕局所管銃隊調練赤坂角場普請見積入札 計政局

これも営繕局が担当した銃隊調練用の赤坂角場普請についての見積入札である。時期は明治3年で、点数は8点である。

72 松代庁／番方／荷物会所掛所管上京荷物荷造・搬送費中借伺い 計政局

松代藩士が上京するにあたり、必要な荷物の荷造りや輸送は荷物会所の担当であったようで、それに関わる費用の中借伺書である。時期は明治2年から3年までで、点数は5点である。

73 松代庁／番方／武庫方所管硝石製造場建築・建材費村々受取 計政局

硝石製造場は硝石武庫方が所管しており、その建築費や建材費を村々の職人たちが受け取った証書類である。時期は明治2年から6年で、点数は60点である。

74 松代庁／番方／武庫方所管武具拝借並びに火薬購入費・武具修復費拝借 計政局

武庫方が管理している武具類の拝借証文と火薬購入費や武具の修復費の拝借証文である。時期は明治4年から6年で、点数は39点である。

- 75 松代庁／番方／器械方所管鉄砲製造道具・材料費中借 計政局
器械方が担当する鉄砲の製作道具や材料費の受取証書類である。時期は明治3年で、点数は143点である。
- 76 松代庁／番方／武庫方番士手当金書上 計政局
矢野倉謙兵衛ら12名の武庫方番士への手当支給の記録である。明治初年であるが、年は不明。縦帳1冊。
- 77 松代庁／番方／硝石方所管硝石製造費村々受取 計政局
武庫方の硝石方が担当している硝石製造にかかわる諸費用を村々の製造人が受け取った証書類である。時期は明治2年から5年までで、総点数は97点である。
- 78 元松代庁／番方／上田分営諸費受取 元計政局
上田にあった分営に出張していたときに消費した食料費などの受取証文である。時期は明治5年で、点数は6点である。
- 79 元松代庁／番方／元武庫方褒賞並びに褒賞費用伺い 元計政局
武庫方関係者の褒賞にかかわる書類である。時期は明治5年から7年までで、点数は11点である。
- 80 元松代庁／番方／元武庫方所管武具加工所借地年貢滞納払い伺い 元計政局
前年まで武庫方が担当していた武具の加工所敷地の年貢滞納問題についての伺いである。時期は明治5年で、点数は1点である。
- 81 松代庁／財方／神社郡政庶務方所管入用道具上申 計政局
神社郡政庶務方で必要な道具の手配について上申した書類である。明治初年であるが、年は不明である。点数は5点。
- 82 その他
点数は1点。

6 真田家文書関連文献一覧

松代藩含む藩政文書関係文献

笠谷和比古『近世武家文書の研究』法政大学出版局、1998年。

福田千鶴氏「近世領主文書の伝来と構造」（国文学研究資料館史料館編『アーカイブズの科学・下』柏書房、2003年）。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年。

松代藩関係文献

『史料館所蔵史料目録第二十八集（信濃国松代真田家文書その一）』国立史料館、1978年。

『史料館所蔵史料目録第三十七集（信濃国松代真田家文書その二）』国立史料館、1983年。

『史料館所蔵史料目録第四十集（信濃国松代真田家文書その三）』国立史料館、1985年。